

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
目次		担当課（室）		目次	
【規則】		総務学事課		物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正 （以上県例規集登載）	
○ 岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則		自然環境課		○ 道路の区域変更	
○ 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則		健康推進課		○ 道路の供用開始	
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則		耕地課		○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則		水産課		【公告】	
○ 海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則		都市計画課		○ 令和元年度第二回工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	
○ 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則		危機管理課		○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	
（以上県例規集登載）		くらし安全安心課		○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	
【告示】		環境管理課		○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
○ 岡山県の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正		〃		○ 〃	
○ 消費者訴訟費用の貸付手続の一部改正		〃		○ 〃	
○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準の一部改正		〃		○ 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査の実施	
		〃		○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加	
		用度課		〃	
		道路整備課		〃	
		港湾課		〃	
		消防保安課		〃	
		県民生活交通課		〃	
		治山課		〃	
		建築指導課		〃	

目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
資格の審査の実施 【企業局】 ○ 岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 （以上県例規集登載） 【議会】 ○ 岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正 ○ 岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 ○ 岡山県議会の会議録等の公開に関する要綱の一部改正 （以上県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し	総務企画課 〃 総務課 〃 選挙管理委員会 〃 〃 〃 〃 〃 〃	○ 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等 ○ 候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者 【教育委員会】 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【警察本部】 ○ 岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部改正 ○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 （以上県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則 （県例規集登載） ○ 暴力追放運動推進センターの代表者の変更	〃 〃 教育委員会 〃 〃 〃 県民応接課 〃 〃 県民応接課 生活安全企画課 交通安全企画課 組織犯罪対策第二課

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県規則第三十号

岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県行政情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県行政情報公開条例施行規則(平成八年岡山県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岡山県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県個人情報保護条例施行規則(平成十四年岡山県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第十二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条第一項及び第二項」に、「及び同令」を「並びに同令」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岡山県立記録資料館条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県立記録資料館条例施行規則(平成十七年岡山県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成十五年岡山県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号ホ中「前各号」を「イからニまで」に改める。

様式第二号（裏）中「楚咄」を「咄咄（ハハハ）楚咄」に改め、同様式の備考中「田外ハハハ咄咄」を「田外咄咄咄咄」に改める。

様式第四号の備考中「田外ハハハ咄咄」を「田外咄咄咄咄」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県希少野生動植物保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和五十九年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）」を「について入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同条第六項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に、「給付」を「医療に関する給付」に、「額（）」を「額（以下）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第二項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 支払義務者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 支払義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げるとおりとする。

ア 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第十三条中「又は支払義務者の所得税額に変更があつたとき」を削る。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「五六四、〇〇〇円」に、「一、四七〇、〇〇一円」を「五六四、〇〇一円」に改める。

「		」	
個人番号	前年分の 所得税額	個人番号	
	円		

様式第十五号中

を

に改め、

同様式の注を削る。

様式第三十五号中「**所**・**大**・**正**・**昭**・**平**」を「**平**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第十二条第二項から第七項まで及び別表の規定は、令和元年六月一日から徴収する措置入院者の入院に要する費用の額について適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、令和元年六月一日に現に法第二十九条第一項の規定により入院している者についてこの規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第十二条第二項から第七項まで及び別表の規定を適用した場合に、当該入院している者の入院に要する費用を新たに徴収することとなるときは、当該入院している者の入院に要する費用の額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

4 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三健康推進課の部1の項4(8)中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三耕地課の部中12の項を13の項とし、11の項の次に次の一項を加える。

12 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の施行に関する事務	1 農業用ため池の届出（変更又は廃止の届出を含む。）の受理（第4条第1項、第2項）							☐	県民局長	
	2 国の行政機関の長又は市町村長に対する農業用ため池に関する情報の提供の請求（第4条第4項）							☐	県民局長	
	3 農業用ため池の所有者等に対する勧告（第6条）							☐	県民局長	
	4 特定農業用ため池の指定及び指定の解除（第7条第1項、第5項）						☐			
	5 特定農業用ため池の指定に係る関係市町村長の意見の聴取（第7条第2項）						☐			
	6 特定農業用ため池における制限行為の許可（第8条第1項）							☐	県民局長	
	7 特定農業用ため池における国又は地方公共団体が行う制限行為							☐	県民局長	

	16 他人の占有する土地への立入りに伴う損失補償の決定 (第18条第7項)									○ 県民局長	
	17 市町村長に対する協力依頼 (第18条第8項)									○ 県民局長	
	18 既存農業用ため池の届出 (変更の届出を含む。) の受理 (附則第2条第1項, 第2項)									○ 県民局長	
	19 届出がされていない既存農業用ため池に係る届出をすべき旨の催告 (附則第2条第3項)									○ 県民局長	
	20 届出がされていない既存農業用ため池に係る市町村長からの通知の受理 (附則第2条第4項)									○ 県民局長	

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十四号

海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則（平成十五年岡山県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の備考1中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十五号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項及び第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二十五号中「岡山県屋外広告物規則」の次に「（昭和四十一年岡山県条例第29号）」を加える。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百七号

岡山県の特種標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成十八年岡山県告示第二百一十号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「内閣官房長官補」を「内閣官房副長官補」に改める。

別図中「~~（日本工業規格A7）~~」を「~~（日本産業規格A7）~~」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「~~（日本工業規格A4）~~」を「~~（日本産業規格A4）~~」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百八号

消費者訴訟費用の貸付手続（昭和五十一年岡山県告示第八百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

様式第一号から様式第五号までの規定中「日本工業規格A列5」を「日本工業規格A列4」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百九号

平成十四年岡山県告示第百八十五号（岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表第一の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百十号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第四条の見出しを「（入札参加資格の申請書類）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、出納局用度課へ提出するものとする。

第六条中「十一月一日から二年間」を「申請書を提出した日以後における知事が別に定める期間」に改め、ただし書及び各号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 富東谷久世線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町富仲間字坪の畑六〇三番一 地先から 苦田郡鏡野町富仲間字高橋六〇五番一地 先まで	新	七・八 〇	三四・〇
苦田郡鏡野町富仲間字坪の畑六〇三番一 地先から 苦田郡鏡野町富仲間字高橋六〇五番一地 先まで	旧	六・四 七・八	三四・〇

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	富東谷久世線	苫田郡鏡野町富仲間字坪の畑六〇三番一地先から 苫田郡鏡野町富仲間字高橋六〇五番一地先まで	令和元年六月二十八日

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県告示第三百十三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 黒	一台	岡山西C〇六五六一二
二六インチ 紫	一台	玉野 A三〇六五二
二六インチ 銀	七台	不明
二六インチ 黒	四台	不明
二六インチ 青	二台	不明
二六インチ 紫	一台	香川A A九八五二七
二六インチ 緑	二台	不明
二六インチ 黄	三台	不明
二六インチ 紫	一台	不明
二六インチ 白	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和元年五月十八日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四三〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十の規定による令和元年度第二回工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 講習の日時、講習区分及び場所

講習年月日	時 間	講習区分	場 所
令和元年十月十六日 （水曜日）	午前九時二十五分から午後五時二十分まで	消火設備	岡山市北区駅元町一 九番二号 岡山県医師会館
令和元年十月十七日 （木曜日）	午前九時二十五分から午後四時二十分まで	避難設備・消火器	
令和元年十月十八日 （金曜日）	午前九時二十五分から午後四時五十分まで	警報設備	

二 受講対象者

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第一項又は第二項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

三 講習科目

1 工事整備対象設備等（消防法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。以下同じ。）関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

四 効果測定

三の講習修了後、三十分程度の効果測定を行う。

五 講習科目の免除

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

受講しようとする日前六月以内に一の講習区分のうちいずれかの講習を受講している者は、三一の講習科目の免除を受けることができる。

六 受講申請手続

1 所定の受講申請書に必要事項を記入の上、九の提出先に持参し、又は郵送すること。

2 一の講習区分ごとに受講申請書一通を提出すること。

3 受講申請書を郵送する場合は、封筒に「消防設備士講習申請」と朱書すること。

七 受講手数料

1 一の講習区分ごとに七千円相当額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 受講申請書を受け付けた後は、受講しなかった場合でも受講手数料は返還しない。

八 受講申請書の受付期間

令和元年八月十九日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

九 受講申請書の提出先

〒七〇三―八二七八

岡山市中区古京町一丁目一番一七号 岡山県備前県民局古京庁舎二階

一般社団法人岡山県消防設備協会

十 その他

詳細については、一般社団法人岡山県消防設備協会（電話〇八六―二七二―九九八八）又は岡山県消防保安課（電話〇八六―二二六―七二九六）に問い合わせること。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉敷障害者リハビリテーションセンター

三 代表者の氏名

岡野 充裕

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島味野二丁目二番四三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

社員の資格の得喪に関する事項

〔二四五〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号		一 四
生 産 事 業 者	氏 名 又 は 称	安 藤 義 郎
	住 所	勝 田 郡 奈 義 町 中 島 西 一 〇 二 三 番 地
生 産 事 業 の 内 容		種 穂 の 採 取 幼 苗 の 育 成 幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		安 藤 義 郎 苗 畑 住 所 地 に 同 じ

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市野村字東立縄二五三一二、二五三一四、二五三一六、二五八一、二五九一、二六〇一、二六〇四、二六一一、二六二一、字大竿二五四二、二五四七、二五四八、二五五二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市草加部一七〇一六

坂本工業株式会社 代表取締役 坂本 幸一

三 許可番号

岡山県指令建指第五四号

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六五―六、五六六―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島二丁目八―二 博愛館一〇三号室

日暮 和貴

三 許可番号

岡山県指令建指第一五号

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六四―六、五六五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町佐方九七八―八トランキル金光B―一〇二号

重見 浩晃

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇号

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇〇一五、一三〇〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄三二二五―一二アーバンハート倉敷B六〇一

松倉 弘幸

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇三号

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字上サギセ四四〇―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野三〇ハ―一グランドウアーレB二〇三号室

山本 諒

三 許可番号

岡山県指令建指第二一号

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二五一〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

1 物品の販売及び修理

- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
- (6) 機械器具 (7) 工事用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他

2 物品の買受け

- (1) 金属、木製品、紙類の古物 (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 審査事項

1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

2 直前決算における自己資本額

3 直前決算における機械設備等の価額

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数

6 申請時までの営業年数

7 男女共同参画の推進状況

8 障害者雇用の状況

9 環境基準等の達成状況

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規

定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

(12) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和元年八月一日から同月三十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（五・十一において「県の休日」という。）を除く。）とする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和元年七月二十二日から同年八月十六日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和元年七月八日から同年八月三十日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。ただし、令和元年八月三十日は、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

同封して、八の問い合わせ先宛てに請求すること（令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)からダウンロードすることができる。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

令和元年十一月一日から令和三年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班

電話（〇八六）二二六―七五三八又は（〇八六）二二六―七五三七

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

〔二五二〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

令和元年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約

別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - 2 直前決算における自己資本額
 - 3 直前決算における流動比率
 - 4 申請時における従業員数
 - 5 申請時までの営業年数
 - 6 ISO審査登録等に関する事項
 - 7 障害者雇用に関する事項
 - 8 男女共同参画に関する事項
 - 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）
 - 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）
- 三 入札参加資格の審査を受けることができない者
- 次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
 - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行つていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和元年八月一日から同月三十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（五・一において「県の休日」という。）を除く。）とする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和元年七月二十二日から同年八月十六日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和元年七月八日から同年八月三十日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、県民生活部情報政策課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。ただし、令和元年八月三十日は、午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル

ル)の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったものを同封して、八に掲げる問い合わせ先宛てに請求すること(令和元年八月二十三日までの消印のあるものに限る。)

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)、総務部財産活用課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>)又は県民生活部情報政策課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることができる。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

令和元年十一月一日から令和三年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

- 1 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班(直通電話(〇八六)二二六―七二三四)

- 2 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班(直通電話(〇八六)二二六―七二六四)

- 3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班(直通電話(〇八六)二二六―七五三八)

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

業 務 種 目	大分類		小分類		担 当 課					
	種 目	番 号	種 目	番 号						
	1 建物等の保守管理				総務部財産課 用					
	2 廃棄物の処理									
	3 警備									
	4 調査研究（情報通信サービスを除く。）									
その他	5	4	3	2	1	調査研究（社会経済分野）	調査研究（自然科学分野）	環境測定	検査	その他

業 務 種 目	大 分 類	種 目	番 号	業 務 種 目																				担 当 課																																								
				小 分 類																																																												
				5 企 画 製 作（情 報 通 信 サ ー ビ ス を 除 く。）					6 運 送 保 管					7 機 械 設 備 等 の 保 守 点 検（情 報 通 信 サ ー ビ ス を 除 く。）					8 情 報 通 信 サ ー ビ ス					9 そ の 他（情 報 通 信 サ ー ビ ス を 除 く。）					出 納 局 用 度 課																																			
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5	出 納 局 用 度 課																													
				物 品	看 板	写 真・製 図	映 画・ビ デ オ	広 告・広 報	イ ベ ン ト 企 画 運 営	デ ザ イ ン 企 画	そ の 他	1	旅 客 運 送	貨 物 運 送	梱 包・発 送	保 管	そ の 他	1	計 測 機 器	2	分 析 機 器	そ の 他 機 器	機 械	5 設 備（建 物 等 の 保 守 管 理 以 外）	6	そ の 他	1	コ ン テ ン ツ 作 成	2	シ ス テ ム 等 開 発・改 良	3	シ ス テ ム 等 管 理 運 営	4	デ ー タ 処 理	5 A S P（ア プ リ ケ ー シ ョ ン サ ー ビ ス プ ロ バ イ ダ ー）	6	情 報 セ キ ュ リ テ イ サ ー ビ ス	7	通 信 サ ー ビ ス	8	情 報 通 信 サ ー ビ ス に 係 る 調 査（通 信 に 関 す る も の は、シ ス テ ム を 利 用 す る も の に 限 る。）	9	そ の 他	1	健 康 診 断	2	給 食 業 務	3	人 材 派 遣 サ ー ビ ス	4	研 修 業 務	5	筆 耕・翻 訳	6	損 害 保 険	7	ク リ ー ニ ン グ	8	公 園・河 川 の 管 理	9	森 林 管 理	10	そ の 他	出 納 局 用 度 課

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成八年岡山県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県議会告示第三号

岡山県議会の会議録等の公開に関する要綱（昭和五十九年岡山県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

第五条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県選管告示第四十七号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和元年六月十八日から適用する。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

岡山市立市民病院

岡山市北区北長瀬表町三
一〇一

を

岡山市立市民病院

岡山市北区北長瀬表町三
二〇一

に改め、表老人ホ

岡山済生会外来センター
病院
岡山市北区伊福町一
一七

ームの項中

特別養護老人ホーム若宮
の杜

岡山市南区箕島三四九
一六

を

特別養護老人ホーム若宮
の杜
特別養護老人ホーム共生
苑

岡山市南区箕島三四九
一六
岡山市南区東畦七六八

に改める。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

特別養護老人ホーム共生苑短期入所	岡山市南区東畦七六八
ケアハウスパラジエネシ	岡山市南区東畦七六八
ス	

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

政経一心会

佐古 一 太

佐古 一 太

倉敷市浜町二―一―四

令和元・五・二八

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部				新				旧				異動年月日	
政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項									
公明党倉敷第二総支部		吉田	徹	主たる事務所の所在地		倉敷市児島柳田町一七五三		倉敷市連島中央二一五一一九		令和元・五・一一			
〃		〃		代表者の氏名		吉田 徹		高橋 英士		〃		〃	
自由民主党真庭支部		河野	慶治	主たる事務所の所在地		真庭市惣八四一七		真庭市久世二六三八一〇一		平成三一・四・一			
立憲民主党岡山県参議院		原田	謙介	〃		岡山市北区西古松西町八一七		岡山市北区野田三一五一八安井ビル二〇		令和元・五・一			
選挙区第1総支部								三号					
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）													
政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日			
加藤勝信岡山懇話会		末長	範彦	会計責任者の氏名		杉原 洋平		大橋 和明		令和元・五・一〇			
全日本不動産政治連盟岡		大槻	俊一郎	〃		森本 一		難波 正和		平成二九・六・二九			
山県本部													
高橋かいりゅう後援会		川上	道正	主たる事務所の所在地		倉敷市真備町辻田一四九一五		倉敷市真備町有井九四		令和元・五・一五			
にしま宣人後援会		中山	潤	〃		岡山市北区西辛川七〇六一二		岡山市北区西辛川四二二一		〃		五・一	
日本弁護士政治連盟岡山		中野	惇	〃		〃 南方一八二九岡山弁護士会館内		〃 富田町一五一二アシモ大		平成三一・四・二二			
支部								奈ビル四階平井昭夫法律事務所					
〃		〃		代表者の氏名		中野 惇		平井 昭夫		〃		〃	
〃		〃		会計責任者の氏名		大土 弘		秋山 義信		〃		〃	
萩野清治後援会		鳥越	昇	代表者の氏名		鳥越 昇		守屋 己巳男		平成三〇・五・二〇			
原田謙介政治参画研究会		原田	謙介	主たる事務所の所在地		岡山市北区西古松西町八一七		岡山市北区野田三一五一八安井ビル二〇		令和元・五・一			

森西順次後援会
山下みづる後援会

村 上 博 朗
代表者の氏名
所在地

村 上 博 朗
岡山市東区西大寺中野二〇―八

森 中 美 義
岡山市東区西大寺中二―二四―三四

平成三一・三・八
令和元・五・一

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由党岡山県総支部連合会

姫井 由美子

平成三一・四・二六

自由民主党岡山県赤磐市第一支部

西岡 聖貴

令和元・五・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

いその昌郎後援会

磯野 昌郎

令和元・五・一六

片山美可後援会

片山 美可

〃 五・二〇

清 新 会

西岡 聖貴

〃 五・一

たかはし英士後援会

高橋 英士

〃 〃

西岡きよたか後援会

生本 純一

〃 〃

萩野清治後援会

鳥越 昇

平成三〇・五・二〇

三宅一典後援会

三宅 一典

令和元・五・一六

森西順次後援会

村上 博朗

〃 五・一

◎岡山県選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長
藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
佐古一太	岡山県議会議員	政経一心会	倉敷市浜町二―一―四	令和元・五・一

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

原田謙介	原田謙介政治参画研究会	主たる事務所の所在地	岡山市北区西古松西町八一七	岡山市北区野田三一五―八安井ビル二〇	令和元・五・一
------	-------------	------------	---------------	--------------------	---------

山下満	山下みつる後援会		東区西大寺中野二〇―八	東区西大寺中二―二四―三四	
-----	----------	--	-------------	---------------	--

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
出をした者の氏名		
磯野 昌郎	いその昌郎後援会	令和元・五・一六
高橋 英士	たかはし英士後援会	〃・五・一
西岡 聖貴	清 新 会	〃 〃
三宅 一典	三宅一典後援会	〃・五・一六

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県選管告示第五十四号

令和元年七月二十八日任期満了に伴う第二十五回参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

テレビジョン放送	基幹放送事業者	岡山放送株式会社 RSK山陽放送株式会社 テレビせとうち株式会社
	回数	一 一 一
ラジオ放送	基幹放送事業者	RSK山陽放送株式会社
	回数	一

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県選管告示第五十五号

令和元年七月二十八日任期満了に伴う第二十五回参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和元年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

日本放送協会岡山放送局

岡山放送株式会社

R S K 山陽放送株式会社

テレビせとうち株式会社

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成八年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県教育委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第十号中「日本工業規格A列四番の」を削る。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県警察告示第三十九号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県警察告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県警察本部長 桐原弘毅

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県警察告示第四十号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

岡山県警察本部長 桐原弘毅

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

岡山県公安委員会

岡山県行政情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県行政情報公開条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県行政情報公開条例施行規則(平成十四年岡山県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(岡山県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県個人情報保護条例施行規則(平成十八年岡山県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第三条 利用カードの販売の届出等に関する規則(平成十四年岡山県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

(岡山県道路交通法施行細則の一部改正)

第四条 岡山県道路交通法施行細則(昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

令和元年6月28日 岡山県公報 第12104号

◎岡山県公安委員会告示第九十六号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和元年六月二十八日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 小林 章人

2 変更後

代表者 房野 文彦

二 変更年月日

令和元年五月三十日